

香蘭女子短期大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、香蘭女子短期大学における公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為防止に関する規程第15条の2及び第16条の2に定める、香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）において研究活動上の不正行為の通報を受けた場合及び研究活動上の不正行為が生じた場合の措置等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(告発等の取扱い)

第2条 不正行為に関する通報及び情報提供を受け付けるための通報窓口はコンプライアンス推進責任者である事務局長とする。

2 不正行為の疑いの存在について通報しようとする者は、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- (1) 告発する者の氏名及び連絡先
- (2) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループの名称
- (3) 不正行為の具体的な内容
- (4) 不正行為とみなす合理的な理由

3 告発の受付は、書面、メール、FAX、面談等によるものとする。

4 匿名による告発について、匿名になったことの理由が述べられている場合には、統括管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

5 学会、報道等の外部機関から不正の疑いが指摘された場合、前項の匿名の告発があった場合に準じて取り扱う。

6 告発を受け付ける場合は、個室で面談したりするなど、告発者及び告発内容の秘密を守るために適切な方法をとるものとする。

7 事務局長は、通報された事案を速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者へ報告しなければならない。

(予備調査の実施)

第3条 最高管理責任者は、報告を受けてから、30日以内に、調査の要否を決定する。

2 最高管理責任者は、前項の決定をするために告発された不正行為が行われた可能性、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うことができる。

3 予備調査は、最高管理責任者が指名する者により行う。

4 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。

5 最高管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合、告発者に対し調査を行わない旨及びその理由を説明する。この場合には、資金の配分機関及び関係省庁（以下、配分機関等）という。）や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

第4条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した日から30日以内に、調査委員会を設置し、調査を開始する。

2 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を

求める。被告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通知する。

- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等に対しても調査対象、方法等について報告、協議しなければならない。
- 4 調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、次の各号の委員により構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 最高管理責任者が指名する本学の教職員 若干名
 - (4) 最高管理責任者が指名する本学に属さない外部有識者 若干名
- 5 調査委員会の委員は、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者でなければならない。
- 6 調査委員会の委員が直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は、当該委員に替えて、別の者を委員に指名する。
- 7 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 告発者及び被告発者は、前項の通知後 7 日間以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。
- 9 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者に通知する。ただし、変更した場合の新たな異議申し立ては認めない。

(委員以外の者の出席)

第5条 調査委員会が必要であると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(調査内容等)

第6条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者及び関与の程度
 - (4) 不正使用の相当額
 - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
 - (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) その他必要と認めた方法
 - 3 調査委員会は、他の研究機関、学会等に調査への協力を依頼することができる。

(証拠の保全等)

第7条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、当該研究活動について、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 当該研究活動が行われた研究機関が本学に所属しないときは、調査委員会は、当該研究活動について、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依

頼するものとする。

3 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(調査中における一時的措置等)

第8条 調査の実施が決定された場合は、最高管理責任者は、調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る公的研究費の支出を停止できる。

(調査結果の認定)

第9条 調査委員会は、不正行為の有無を認定するにあたり、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断する。

2 被告発者の不正行為を認定する場合又は告発者の悪意に基づく告発を認定する場合、調査委員会は、弁明の機会を設けなければならない。

(調査結果の最高管理責任者への報告)

第10条 調査委員会は、調査の開始から150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合、中間報告とすることができる。

(不服申し立て)

第11条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承した時は、当該調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者又は被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に書面をもって最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

3 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その調査結果について、前項と同じく、最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

(再調査)

第12条 最高管理責任者は、前条第2項の不服申し立てがあった時、不服申し立てに対する再調査を行おうか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、告発者及び被告発者に通知する。再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。

3 最高管理責任者は、不服申し立ての申請及び不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、配分機関等に、その旨を通知する。

4 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を設置し、再調査を命じる。

5 再調査は、再調査の開始から30日以内に完了する。ただし、やむをえない事情がある時は、この期間を延長することができる。

6 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに告発者及び被告発者に通知する。

7 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の確定)

第13条 最高管理責任者は、第9条から第12条の手続きを経て、調査結果を確定する。

(配分機関等への報告)

第14条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に最終報告書を配分機関等に提出し通知する。期限までに調査が終了しない場合であっても、中間報告書を配分機関等に提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合で告発者が他機関に所属している時は、当該所属機関にも通知する。

(懲戒)

第15条 本学は、不正行為又は悪意に基づく告発の調査結果が確定した者に対する懲戒の処分は学校法人山内学園就業規則に定めるところによる。

(法的措置)

第16条 本学は、不正行為又は悪意に基づく告発により本学に損害が生じた時は、損害を賠償させるものとする。

- 2 本学は、不正行為又は悪意に基づく告発の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

(調査結果の公表)

第17条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項を公表することができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の概要
 - (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
 - (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び調査方法の概要
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、最高管理責任者が合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。
 - 3 当該研究活動において不正行為が行われなかつたと確定した場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、前2項に準じて調査結果を公表するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたと確定した場合は、前2項に準じて調査結果を公表することができる。

(研究費の使用中止)

第18条 最高管理責任者は、不正行為等への関与が認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第19条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものと

する。

(保護)

第20条 本学は、相談窓口への相談者、告発者又は調査に協力する関係者に対し、単に相談、告発又は調査協力したことを理由として、懲戒処分その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。ただし、悪意に基づく告発であることが確定した場合は、この限りではない。

2 本学は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。

3 教職員等は、前2項に基づき、単に相談、告発もしくは調査協力したこと又は単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

4 相談・通報窓口担当者は、自らが告発者又は被告発者として係る通報の処理及び通報事案の調査に関与してはならない。

(守秘義務)

第21条 相談窓口又は調査等に関する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。